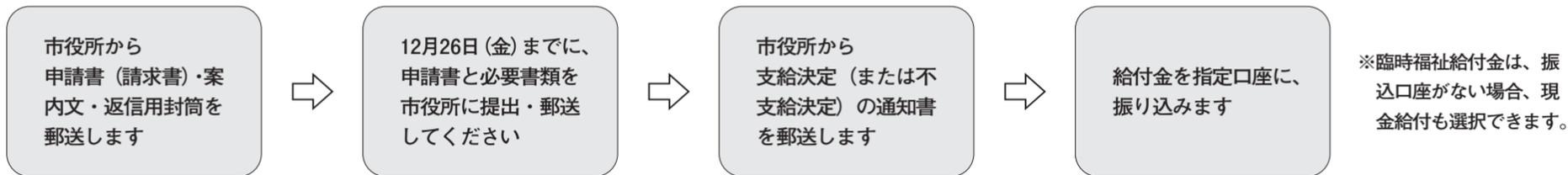


### 申請から給付までの流れ

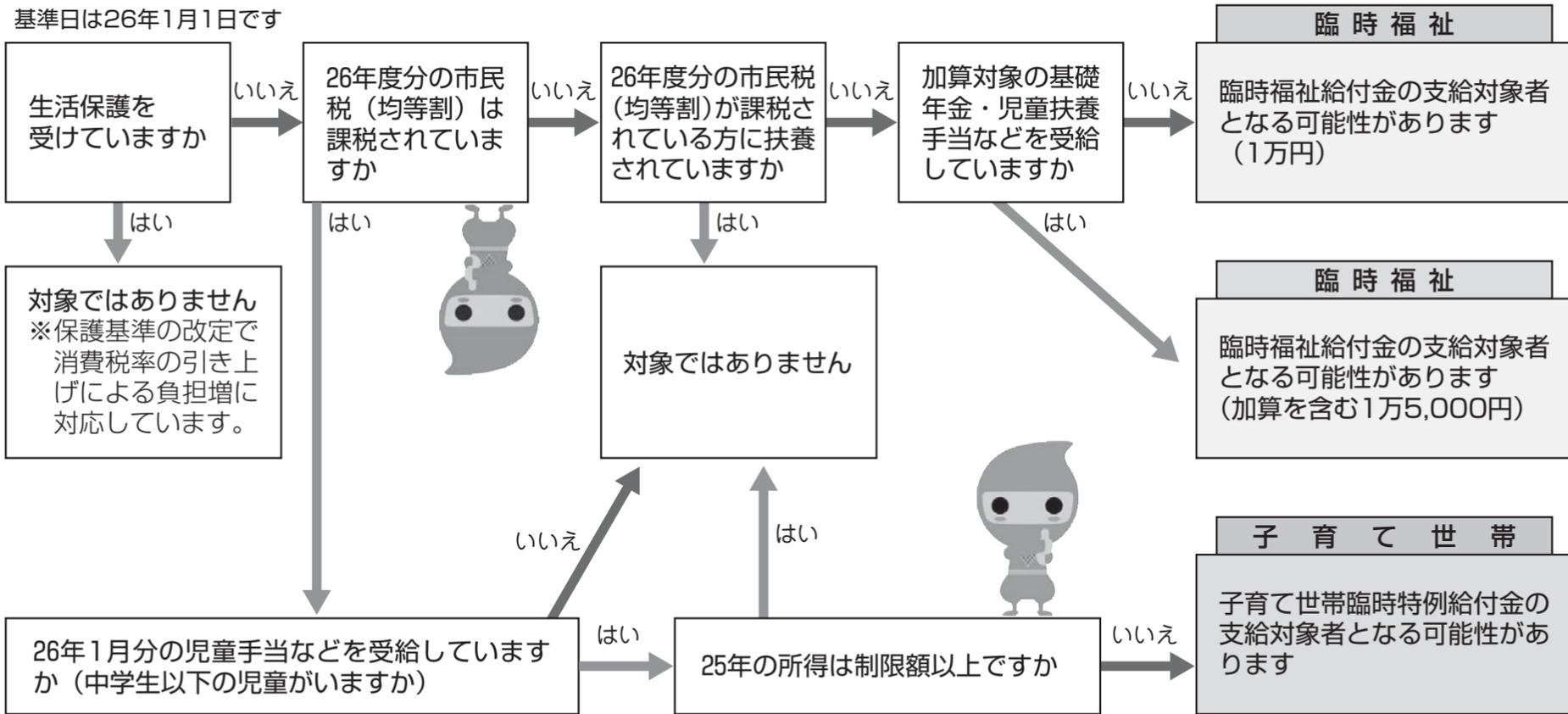
※申請から振り込みまでおおむね1カ月程度ですが、それ以上かかることもあります。あらかじめご了承ください。



### 対象者診断チャート

※受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

基準日は26年1月1日です



◆このチャートは、あくまで一般的な場合を想定しています

### Q & A

### よくある質問

**Q** 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の両方の要件を満たす場合は、両方もらえるのですか

**A** 受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金です。両方の要件を満たす場合には、臨時福祉給付金が優先されますので、子育て世帯臨時特例給付金は給付されません

**Q** 支給対象者に外国人は含まれますか

**A** 国内で生活している方は、国籍に関係なく消費税率の引き上げの影響を受けるため、基準日（26年1月1日）に住民登録があった方で、給付金の支給が決定される日において中長期在留者などである方は、対象になります。臨時福祉給付金を申請するときは、在留カードや特別永住者証明書の写しなどを添付してください

**Q** なぜ生活保護受給者は対象外なのですか

**A** 生活保護受給者は、保護基準の改定により、消費税率の引き上げによる負担増への対応を行っていることから、対象にはなりません

**Q** 基準日（26年1月1日）の翌日以降に引っ越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか

**A** 今回の2つの給付金は、基準日（26年1月1日）に住居がある市区町村から支給されます。具体的な申請方法や申請期間については、基準日に居住していた市区町村に問い合わせてください

**Q** 基準日（26年1月1日）以降に生まれた方や亡くなった方は対象になりますか

**A** 【臨時福祉給付金】基準日（26年1月1日）に生まれた方は対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象にはなりません。また、基準日から支給決定までの間に亡くなった方も対象にはなりません  
【子育て世帯臨時特例給付金】基準日に生まれた児童は対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象にはなりません。また、基準日から支給決定までの間に亡くなった児童も対象にはなりません



カクニンジャ



## 臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に、ご注意ください

- 市や都・厚生労働省などがATM（銀行・コンビニエンスストアなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません
- 市や都・厚生労働省などが、「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません